

第175回北上地区消防組合 議 会 定 例 会 議 録

開会 令和5年2月15日

閉会 令和5年2月15日

北上地区消防組合議会議事務局

第175回定例会会議録

目 次

令和5年2月15日（水曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席議員	2
説明のため出席した者	2
関係市町出席者	2
議会事務局出席者	2
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
行政報告及び施政方針	3
現金出納検査結果の報告	6
一般質問	6
・ 4番 鈴木 健二郎 君	6
議案第1号 北上地区消防組合個人情報保護法施行条例	13
議案第2号 北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例	14
議案第3号 北上地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	16
議案第4号 北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例	18
議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例	19
議案第6号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	20

議案第7号	岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更 の協議について	21
議案第8号	令和4年度北上地区消防組合補正予算 (第3号)	22
議案第9号	令和5年度北上地区消防組合予算	27
議案第10号	令和5年度北上地区消防組合公共用地先 行取得事業特別会計予算	35
発議案第1号	北上地区消防組合議会個人情報保護条例	37

第175回定例会結果

議案番号	件名	議決月日	議決結果
議案第1号	北上地区消防組合個人情報保護法施行条例	2月15日	原案可決
議案第2号	北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例	2月15日	原案可決
議案第3号	北上地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	2月15日	原案可決
議案第4号	北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例	2月15日	原案可決
議案第5号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例	2月15日	原案可決
議案第6号	北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2月15日	原案可決
議案第7号	岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について	2月15日	原案可決
議案第8号	令和4年度北上地区消防組合補正予算(第3号)	2月15日	原案可決

議案第9号	令和5年度北上地区消防組合予算	2月15日	原案可決
議案第10号	令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計予算	2月15日	原案可決
発議案第1号	北上地区消防組合議会個人情報保護条例	2月15日	原案可決

令和5年2月15日（水）

議事日程第1号

令和5年2月15日（水）午後3時2分開議
北上地区消防組合消防本部会議室

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告並びに施政方針
- 第4 現金出納検査結果の報告
- 第5 一般質問
4番 鈴木健二郎
北上地区消防組合消防本部移転建設について
- 第6 議案第1号 北上地区消防組合個人情報保護法施行条例
- 第7 議案第2号 北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する
条例
- 第8 議案第3号 北上地区消防組合職員の定年等に関する条例の一
部を改正する条例
- 第9 議案第4号 北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例
- 第10 議案第5号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理条例
- 第11 議案第6号 北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条
例等の一部を改正する条例
- 第12 議案第7号 岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議
について
- 第13 議案第8号 令和4年度北上地区消防組合補正予算（第3号）
- 第14 議案第9号 令和5年度北上地区消防組合予算
- 第15 議案第10号 令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事
業特別会計予算
- 第16 発議案第1号 北上地区消防組合議会個人情報保護条例

出席議員（7名）

1番 藤原常雄君	2番 熊谷浩紀君
3番 小田島徳幸君	4番 鈴木健二郎君
5番 柿澤繁俊君	6番 高橋到君
7番 高橋晃大君	

欠席議員

なし

説明のため出席した者

管理者（北上市長）	高橋敏彦君
副管理者（西和賀町長）	内記和彦君
副管理者（北上市副市長）	及川義明君
会計管理者（北上市会計管理者）	島津英子君
監査委員	高橋政芳君
監査委員事務局長	佐藤祐介君
事務局長（消防長）	菊池洋幸君
事務局次長（消防次長兼警防課長）	昆野美継君
消防次長兼総務課長	小原和弘君
予防課長	高橋周一君
北上消防署長	高橋克哉君
西和賀消防署長	高橋一哉君

関係市町出席者

北上市企画部危機管理監	鈴木善一君
西和賀町総務課長	高橋三智昭君

議会事務局出席者

事務局長	菊池洋幸君
事務局次長	小原和弘君

書 記
書 記
書 記
書 記
書 記

梅 木 敬 光 君
佐 藤 忍 君
小 岩 晃 君
佐 藤 潤 一 君
高 橋 梢 君

午後3時2分 開 会・開 議

○議長（高橋晃大君） ただいまの出席議員数は7名であります。定足数に達しておりますので、これより第175回北上地区消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布しております、議事日程第1号によって進めます。

○議長（高橋晃大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、2番熊谷浩紀議員、3番小田島徳幸議員を指名いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日一日間といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長（高橋晃大君） 日程第3、行政報告並びに施政方針について、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 本日、ここに第175回北上地区消防組合議会定例会が開会されるにあたり、行政報告並びに令和5年度における消防組合施政方針の一端を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症に対する当消防組合の対応について申し上げます。

令和4年中、保健所からの要請により移送した感染者は80名、救急搬送後に感染が判明した患者は71名であり、合計151名の感染者に対して救急業務を行ったところであります。

そのような状況の中で、消防職員自らが感染したり、家族等の感染により濃厚接触者となって出勤が困難となった状況も発生しましたが、北上地区消防組合新型コロナウイルス感染症対策業務継続計画に基づいて対応したことにより、消防力の低下を招くことはありませんでした。現在第8波の新規感染者数は減少傾向にあります。今後においても感染防止対策を万全に施し、住民の負託に応えるよう消防業務を遂行してまいります。

次に、令和4年の消防組合の主な活動を御報告申し上げます。

火災の発生件数は30件で、令和3年に比べて2件の減であり、過去20年間では平成28年に次いで少ない件数でありました。

火災種別の内訳としては、建物火災が最も多く19件、車両火災及び林野火災がそれぞれ2件、その他の火災が7件であり、特異火災として、落雷による火災が5月に1件、6月に2件発生しております。

救急業務につきましては、出場件数は4,073件で、令和3年に比べて450件増加しており、過去最多の件数となっております。搬送人員は3,568名、そのうち65歳以上は2,277名であり、搬送人員の63.8%を占めております。

応急手当の普及促進につきましては、救命講習会を113回実施し、2,228名が受講しております。

次に、自然災害への対応について申し上げます。令和4年中においては、気象警報発表に伴う消防災害警戒本部を9回、地震に伴う消防災害警戒本部を2回設置して対応にあたりましたが、幸いにも当組合管内における甚大な被害の報告はありませんでした。

次に、事業所等への消防訓練の指導については、141回実施したほか、自主防災組織に対し4回、4組織に指導しております。

次に、事業の進捗状況について申し上げます。消防車両の更新について

は、北上消防署配備の高規格救急自動車が2月下旬納車予定となっております。

次に、消防本部庁舎移転新築事業について申し上げます。建設予定地の用地測量は、昨年12月上旬に地権者立会いのもとに終えているところであり、今後においては、用地売買契約及び用地の登記に向けて準備を進めてまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

続きまして、消防組合の今後の運営方針について申し上げます。

まず、昨年1年間の全国の災害を振り返りますと、地震や台風、長雨による増水など、住民の生活を脅かす災害が日本各地で発生しております。このように、大規模で多様化する災害に備え、各種資器材を計画的に配備するとともに、職員の知識及び技術を向上させるため、消防学校における教育をはじめとする各種研修会への派遣、資格取得への支援を計画的かつ継続的に進めていく必要があります。

次に、火災予防及び救急の分野について申し上げます。

近年、火災の発生は減少傾向にあるものの、引き続き効果的な住宅防火対策が図られるよう、消防団をはじめとする関係機関と連携の強化を図り、併せて、消防法違反が認められる防火対象物に対し、指導を強化していくことが重要であります。

また、救急の分野においては、全国的に見ても年々救急件数が増加しており、昨年当組合の出動件数は、はじめて4,000件を超えたところであります。今後においても質の高い救急救命体制を確保するため、必要な資器材の整備のほか、救急隊員の育成を計画的に進めていくことが必要不可欠であります。

次に、職員の採用について申し上げます。来年度採用の職員は4名を予定しており、再任用職員の3名を含め、職員数は144名となります。

結びに、西和賀町議会選出の議員各位におかれましては、本年4月に改選期を迎えられることとなりますが、在任中は当組合の運営に多大な御支援と御指導を賜りましたことに、改めて敬意と感謝を申し上げます。今後におかれましても健康に御留意の上、御活躍されますよう御祈念申し上げます。

ます。

なお、私も、当消防組合における最後の議会を迎えることとなります。顧みますと皆様とともに、北上地区住民の安全の確保並びに防災力の向上に取り組ませていただいたことは、感慨深いものがあります。今日までの御協力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。

以上を申し上げまして、行政報告並びに施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第4、現金出納検査の結果について報告を行います。書記をして報告書の朗読をさせますが、文書の題名、検査の対象及び検査の結果についてのみ朗読させます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第5、これより一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番鈴木健二郎議員。

（4番 鈴木健二郎君 登壇）

○4番（鈴木健二郎君） 私は、消防本部移転建設について伺います。これにつきましては、令和3年10月7日の議会全員協議会において、北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計設置条例、令和4年9月28日の議会全協議会において、消防本部庁舎の建設予定について説明されております。伺いたいのは、用地取得等のスケジュールの進捗状況。これは先ほどありましたけれども、同スケジュールで示されている本部庁舎建設の基本構想、これについて建設時期の見通しも含めて示していただきたい。この2点であります。よろしく願いいたします。

○議長（高橋晃大君） 管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） 鈴木健二郎議員の御質問にお答えいたします。

はじめに、北上地区消防組合消防本部庁舎移転にかかる、用地取得等の進捗状況について申し上げます。昨年9月に開催した消防組合議会臨時会においては、消防庁舎建設用地の測量費について議決をいただいたことから、11月から12月にかけて地権者立ち会いのもとに実施し、用地測量を終えております。現在はその用地測量結果に基づき、用地の価額を算定し、公共用地先行取得事業特別会計を議会に上程しようとしているところであります。御審議のうへ、本特別会計について議決を得られましたら、地権者の方々と用地売買交渉を行い交渉が成立次第、売買契約の締結、所有権移転登記、用地代金の支払いに至りたいと考えております。

次に、消防本部庁舎建設基本構想について申し上げます。現時点における基本構想策定の進捗状況については、基本構想策定補助業務を委託した業者からの助言を受けながら、消防庁舎の建設規模及び建設した際の周辺環境への影響等も考慮して検討を重ねているところであります。今後においては、用地の取得を確実なものとしたうえで基本構想を構築したいと考えております。

次に、建設時期の見通しであります。現時点においては、地権者との用地交渉を順調に進め、建設用地を速やかに取得することが重要であります。建設の時期については、用地の取得状況と基本構想の構築状況を勘案しながら、北上地区消防組合公共施設等総合管理計画の見直しも含めて検討していきたいと考えております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） まず、この用地取得のスケジュールについてであります。

先ほど全協でも説明を受けましたけれども、管理者はこの建設時期について、速やかに用地取得の締結をしてそれから進めたいということがありましたけれども、まずこのスケジュール、まだきちんとした契約を結ばれていない状況なんです。この示されているスケジュールの日程等に遅滞

なく進むのかどうかですね。この点についてまず伺いますので、具体的な説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

日程の具体的な部分ということでありましたが、まず現時点におきましては、当消防組合の整備計画に基づきましての庁舎建設のスケジュールは示させていただいているところがございます。そのうえで、現在進めております。先ほど管理者からの答弁にもありましたけれども、用地の取得状況、こういった部分の進み具合によっては、今後こういったところの計画の組み換えの必要性、そういったものについては検討していかなければならないものと考えているところがございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） ということは、これまでの説明とちょっと違うのかなと思うのですが、要するにスケジュールどおりに進むんですかということなんです。その用地取得を含めてですね。先ほどもありましたけれども、この問題点2点出ている中で、今後建設を進める場合、今、基本構想は検討中ということですが、用地が取得されなければ進まないということも事実なわけですから、このスケジュールどおり行くんですか、その前に問題解決はできるんですかということで、改めてお聞きしたいというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えします。

先ほどの答弁と重なる部分でございますが、示しておりました基本計画を基に進めるところでございますが、用地の取得状況、こういったものを全て含めましての今後のスケジュールというのは検討する部分はございません。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） じゃあ、全体的なこの建設に係るスケジュールは変更がないということで捉えていいんですか。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、そこも含めたうえでの検討ということになるものでございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） あのスケジュールですと、基本構想をこれまで説明されて、今日の全員協議会で示されるとばかり私は思って来ましたが、今委託事業者との選考中だということでもありますけれども、この基本構想自体、いつ議会の方に示すことになるんですか。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えします。

まず、先ほどの全員協議会でも触れた部分ではございますが、用地全体の当消防組合で確保できる部分が確定しませんと、建物のレイアウト、規模そういったものにも影響が出てくるものでございます。こういった部分も含めまして、土地の取得と並行しまして検討していかなければならないと考えているところであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） この本部庁舎移転新築については、令和3年の10月から説明されているわけです。全協でも説明されていて、結局今の所から移転をして新築をするということですよ。その理由には、老朽化、それから手狭であるということ。それから諸交通事情を考慮してという大枠でいえばこの3点で私は受け取りました。

ですから、この建設を、老朽化とか手狭とかというのがあるのであれば、私は早急に移転新築をして、半年でも一年でも早くやるべきだと言う立場でありますけれども、全体としたスケジュールは変わるんですかということ、今示せないというのであれば、この基本構想を示さないと議会としてもどういうふうになっていくんだということが、先ほど問題点が2点あって議決を要するという案件があるようでございますけれども、再度聞きます。

先ほど言った、令和3年7月に示しているのはですね、建設時期ですね。令和10年から令和13年の間の完成年度と説明されています。今年令和5年ですから、早ければ5年ですね。遅くても8年後となるわけですがけれども、このスケジュール、若干幅は当然ありますけれども、最終的には令

和13年には完成とあります。これは、変更はないというふうに断言されるんですか。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えします。

現在のところ計画では今おっしゃられたとおり、以前からここでもお示ししていたところではありますが、令和13年度完成予定に向けて、土地の取得、造成工事、本体工事というような計画でいるところでもあります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） はい分かりました。それではですね、その建設について、もう少しお聞きします。

これも令和3年の10月7日の資料でありますけれども、この建設に関わって基本条件6点示されております。これを確認したいと思います。これ用地の件についても入っていますので、改めて申し上げます。

まず1点目は、他の消防庁舎エリアと干渉しない地域ということによっておられます。半径約2.5キロから3キロにおける用地の選定。

2つ目は、大規模災害時における県内、県外からの災害対応部隊の受援を可能とする敷地の確保。

3点目は、将来の建て替えまでを見込んだ敷地の確保。

4点目は、消防職員及び消防団等の教育訓練を可能とする敷地の確保。

5点目、これは庁舎そのものの問題についてとあります。十分な防災機能及び訓練施設を備えた庁舎づくりということでもあります。

6点目は、先ほど申し上げました2から5の条件を満たすには、約1万平米から1万3,000平米の用地が必要ということで、今進められているわけですが、基本構想がまだ出ていない段階なんです、5番で申し上げた、十分な防災機能及び訓練施設を備えた庁舎という方向性で考えていることは確かですか。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、そのとおりでございます。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） それともう一度ですね、時期の件でお話したいと思います。

先ほど最短で令和10年ということですが、先ほど申し上げたとおり老朽化はどんどん進んでいくということと手狭、それから、先ほどもありました救急出動、火災等ですね。あるいは災害もいつ起きるのか分からない。多様化している中で、私は建設時期そのものを早めていく必要があるというふうに思いますが、これについてどのようにお考えかということをお聞きします。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

今後の土地の取得状況あるいは様々な条件によってそういった可能性はあるものと捉えております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 早めることもあり得るということで確認したいと思います。

それでですね、財政が当然伴うものでありますから、お聞きしたいのですが、これも令和3年の10月7日の資料であります。これ100パーセントの起債でやられるということでもありますよね。ただ、100パーセント起債でも返さなければいけないわけですから、その財政見通しを見ますと、今年は2023年で2024年度から2億5,000万超えの公債費の返済になってくることが示されておりました。そして、これを皮切りにずっと公債費の返済が始まって行くわけですが、この財政的な見通しから見た場合ですね、早めることは可能かどうかということですね。公債も含めてですが、これについてはどういうふうにお考えですか。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。この財政の見通しにつきましても、具体的にまだ協議が始まっておりませんので今後のことということになります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 説明されているわけですから、消防本部庁舎建設のための用地を先行取得した場合ですね、用地にかかる公債費が5年前倒しされるわけです。これもう説明されているわけです。ですからこの公債費の関係から建設を前倒しできるというふうに私は思いますので、障害がない限り前倒しは可能だと見てよろしいですか。

○総務課長（小原和弘君） お答えします。

先行取得事業で土地を取得するという点に関しては十分議論したうえで現時点に来ております。先ほど健二郎議員も建設に関する予算に関しては、先ほども申しあげました問題をまず解決して用地を取得する。あと、ほとんどの人とまず契約を結んでお支払いする。最後に残ったなかなか連絡が取れない方。それにポイントを絞ってまず解決する。そこで一旦用地取得が解決するわけです。そこから、実際建設はしていないわけですが、それに関してはじっくり、基本構想を含めて検討して、そこに予算付けというところを、じっくり考えたいというふうに考えております。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 先日ですけれども、我々議会で先進地の視察に行っていました。酒田地区広域行政組合消防本部を視察してまいりまして、課長も行かれたわけでありまして、住民の防災に関する意識も高まっている中で、建設を早めたというお話もしておりました。それから物価、資材高騰のことも考慮していく必要があるということもあったというふうに私は思っておりますが、社会情勢、経済情勢も十分考慮して、どのくらい建設費がかかるかわかりませんが、20億とも30億とも言われておりますけれども、今後どういうふうに情勢が変化するかわからないことでもあります。この資材とか経済状況も考慮したり、市民の安心、安全の状況を考慮して、建設時期も考えていく必要があるかなと思います。これから基本構想を作られるわけですから、そうした点もきちんと盛り込むんだと思いますが、その点についてはどうですか。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

重ねてのお答えになってしまいますが、まず現在進めております土地の取得、こちらをまず順調に進めることが必要だろうと考えております。そのうえで、今議員がおっしゃられた、物価高騰といった要件、取得後における土地の管理こういったものは、今後の計画を変更するうえでの材料の1つになるだろうと思っております。それらを含めまして申し上げておりましたとおり、今後の計画の変更の可能性はあり得るものと捉えておりま

す。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 時期を早めということについては協議できたのかなと思いますので、今後基本構想を策定する段階で、ぜひ反映させていただいて進めていただいきたいということを申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員の質問を終結いたします。

○議長（高橋晃大君） 日程第6、議案第1号北上地区消防組合個人情報保護法施行条例を議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第1号、北上地区消防組合個人情報保護法施行条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも適用されることとなったことから、今後の北上地区消防組合の個人情報保護制度について、同法に基づき運用するにあたり、条例において規定すべきとされている事項等を定める必要があるため、制定しようとするものであります。

施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第1号北上地区消防組合個人情報保護法施行条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第7、議案第2号北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第2号、北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この改正は、救急需要の増加に伴い、消防力の強化を図る目的から、3交替制である北上消防署の救急隊を1隊増隊の2隊体制とするため、現在145人の職員定数を9人増の154人にしようとするものであります。

当消防組合における救急出動件数は年々増加傾向にあり、平成9年において1,744件であった救急件数が、令和4年にあつては4,073件の2.3倍となっており、救急需要に対応した体制の整備が急務となっているところであります。

今後においても救急出動件数は増加の一途をたどる見込みであることから、令和8年度までに救急隊1隊分の職員を確保し、さらなる住民サービスの向上を図ろうとするものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 例えば、今後また新しく消防組合に職員が入ってくるということなのですが、特に今回救急隊員ということで多分救急隊員となりますと、様々な資格とかポイントを取得するところがあると思うのですが、それに関しての計画とかも含めて今回の人数になっているのかお

聞きしたいと思います

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

まず、救急隊の資格につきましては、現在消防学校におきまして年に一度救急隊員に必要な教育の期間を設けて研修を行っているところであります。これには当消防組合からも毎年職員を派遣しておりまして、修了後いつでも救急隊として活動できるように教育を途切れることなく続けておりますので、今回定数を上げたことによって増える職員が、研修を受けていないことに伴う支障というものはございません。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 職員の定数に関して増やすということは、例えば今後救急隊以外の職員も含めて順次準備していくということと捉えてよろしいでしょうか。お聞きします。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

当消防組合におきまして、現場の隊員につきましては専任救急隊というような運用ではなくて、当番ごとによってポンプ隊になることもあります。場合によっては救助隊ということもあります。こういったことから致しましても、どの部隊に配置されても運用できるよう教育をしているものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 定数は9名増やすということでありまして。これは評価いたしますが、出動がかなり増えている。2.3倍という説明がありました。それに見合った9名なのかということが1つと、やっぱり法定定数があるわけですので、それに近づけていくということが求められるのではないかというふうに思いますので、それについてのお考えということですね。

それから、9名をどういう段階で増員されていくのかということですね。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

まず、救急1隊の増隊で足りるのかという御質問だと思います。これに

つきましては、議員がおっしゃるとおり、人数が多ければ多いにこしたことはないというのは事実ではございますが、ただ欲しいから欲しい、増やしてくれというのではやはり難しい部分があると思います。そういった中で検討して今現在必要な隊数として弾き出したのが、この1隊9名ということでございます。

増員計画でございますが、まず今回この議案が議決をいただきましたならば、再来年度から3か年で増やす計画となります。以上です。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号北上地区消防組合職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第8、議案第3号北上地区消防組合職員の定年等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第3号、北上地区消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正をしようとするものであります。

なお、施行日は、令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） この条例の第4条ですが、カッコ1カッコ2カッコ3の中に、例えば当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができないとか、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずることとなっておりますが、例えば今現在消防組合の中で、その方がいないとどうしてもできない職種というパートはあるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

現状消防組合におきまして、これは国家公務員の例にならっている部分ではありますが、これに相当する職はないものと認識しております。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 確認ですが、救急隊とか救助とかかなりスキルがある部分があると思うのですが、そういうところの中で定年を超える方々の再雇用みたいな部分は今後考えているのでしょうか。お聞きしたいです。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

まず定年引き上げに伴いまして、現在であれば60歳で定年になるそれ以上の方の対応のあり方という部分で、これに関しましてやはり安定した人材の確保が必要と考えております。そのうえで、それぞれの職員の適正、こういったものをもって現場で仕事をできる方は現場でやっていただく。そうでない方は事務系の方に重きをおいて仕事をしてもらおう。そういったところを適材適所の配置ということで対応していくという考えでございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、北上地区消防組合職員の定年等条例の一部を改正

する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第9、議案第4号北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第4号、北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めようとするものであり、公務に支障がない場合、常勤職員の身分のまま、勤務時間の半分を上限とし休業することができ、加齢による諸事情への対応、ボランティアへの従事など地域貢献等を想定し、定年退職前に休業を取得できる制度であります。

なお、施行日は令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、北上地区消防組合職員の高齢者部分休業条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第10、議案第5号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例、北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び北上地区消防組合人事行政運営等の状況の公表条例の3条例を整備し、北上地区消防組合職員の再任用条例を廃止しようとするものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日とするものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第11、議案第6号北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第6号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

最初に、給料表の改正に関しましては、岩手県人事委員会の勧告に基づき、県職員の給与の取扱いに準拠し、給料表を改正しようとするものであります。

今回の改正においては若年層の給料を平均0.29%上げるものであり、一般職の職員に対する勤勉手当の支給割合については、年間で0.1月分引上げるほか、再任用職員の勤勉手当を、年間で0.05月分引上げようとするものであります。

また、職員の定年年齢の引上げに伴い、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日後の職員の給与に関する特例を設けるなど、所要の改正をしようとするものであります。

このほか、令和5年度に東京都調布市の総務省消防庁、消防研究センターに2年間、職員を派遣する予定であることから、地域手当に関する条文を追加し支給しようとするものであります。

施行日は公布の日からとし、一部は令和5年4月1日としようとするものであります。なお、表1の項の改正規定、適用年月日について、第24条第2項の勤勉手当の改正は、令和4年12月1日から、別表給料表の改正は、令和4年4月1日から適用しようとするものであります。

次に、第2条の改正部分にあつては、分限についての手続きに関し、書面を交付しなければならない降任から、役職定年制による降任を除くものであります。

また、第3条の改正部分にあつては、懲戒の減給の効果に関し、減給処分を行う場合の減給額について、処分発令時点より現時点で受ける給与を基礎とした方の金額が低い場合、現時点で受ける給与を基礎として額を算

定するものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第12、議案第7号岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第7号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について、提案の理由を申し上げます。

令和5年3月31日をもって解散する岩手県沿岸知的障害児施設組合を岩手県市町村総合事務組合から脱退させること及び令和5年4月1日に盛岡広域環境組合を岩手県市町村総合事務組合に加入させ、盛岡広域環境組合に係る事務を、岩手県市町村総合事務組合において共同処理することに伴い、岩手県市町村総合事務組合規約の一部を変更することの協議について、当該組合の構成団体である北上地区消防組合の議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第13、議案第8号令和4年度北上地区消防組合補正予算第3号を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

（書記朗読）

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

（事務局長 菊池洋幸君 登壇）

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第8号、令和4年度北上地区消防組合補正予算第3号について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算の補正から御説明申し上げます。

今回の補正の額は、歳入歳出の総額から532万7,000円を減額し、予算の総額を16億9,357万7,000円にしようとするものであります。

主な内容を歳出から申し上げます。8ページ及び9ページを御覧願います。3款1項1日常備消防費は457万円の減額であり、そのうち、職員人件費210万3,000円の減については、職員手当等の住居手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当等の減が主なものであります。

次に、消防管理運営事業については、8節旅費、消防大学校の入校枠を得られなかったことによる減。12節委託料は、競争入札参加資格審査申

請受付業務委託料を、18節負担金補助及び交付金に計上することとしたための減が主なものであります。13節使用料及び賃借料の住宅借上げ料は、令和5年度に東京都調布市の消防研究センターへの職員派遣に伴い、3月からアパートを借上げる必要があることから、新たに計上するものであります。17節備品購入費については、自動体外式除細動器の購入を計画しておりましたが、世界的な半導体や樹脂不足の影響を受け年度内の納品が難しくなったため、次年度の事業とすることで減額したことが主なものであります。3款1項2目消防施設費75万7,000円は、庁舎建設基本構想策定補助業務委託料及び消防本部庁舎建設用地登記測量業務委託料が確定したことによる減であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。6ページを御覧願います。

2款1項1目総務使用料の4,000円の減は、庁舎内に設置の自動販売機の行政財産使用許可手数料の確定によるものであり、2款2項1目の消防手数料の70万4,000円の増は、危険物取扱許可手数料であり、予算を超える収入がありましたので増額しようとするものであります。5款諸収入の85万円の増は、コロナウイルス感染症患者移送経費交付金の増額が主なものであります。

次に、1款分担金及び負担金について御説明申し上げます。14ページを御覧願います。

北上市及び西和賀町の分賦金の補正の額は、先ほどまで申し上げてまいりました歳入歳出補正の内容を反映させ、北上市は618万6,000円の減、西和賀町は94万1,000円の減とし、合計で712万7,000円を減額しようとするものであります。

続きまして第2条の繰越明許費について御説明申し上げます。4ページの第2表、繰越明許費を御覧願います。

令和4年度に、タンク車、水槽付消防ポンプ自動車を更新配備するために1億4,058万円を計上していたものであります。消防専用自動車シャシの出荷が遅延し、納期が遅れることが明らかになったことから、令和5年度に予算を繰り越して使用するため、その繰越額を定めようとするものであります。

以上、補正予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。

第1条及び第2条を一括して行います。1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 歳入の方についてお聞きしますけれども、先ほど説明のありました7ページのところに、諸収入85万という形になっていすけれども、岩手県防災航空隊派遣助成交付金となっていますけれども、これについて説明していただきたい。

それから、歳出の方につきましては、9ページに先ほど説明がありました13節ですね。住宅の借上げ料、東京都派遣でアパートを借りるというお話でしたけれども、これは1人なのか、何年なのか、何か月なのか、いつまでなのか、これはもうすでにアパートを借りて入っているのか、またはこれから入るのかを含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、ただいまの御質問にお答えします。

まず私からは、岩手県防災航空隊助成交付金についてお答えしたいと思います。岩手県には防災航空隊がございまして、県内の消防本部から輪番制で隊員を派遣しております。この予算というのが、岩手県を含みます県内の各市町村が負担金を出しております。それで派遣した隊員の消防本部に対して、その人件費として岩手県から交付されるものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 藤原議員の御質問にお答えします。

まずはじめに、補足の説明をさせていただきます。説明の中で東京都調布市の消防研究センターに職員派遣ということですが、これはどういうことかと言いますと、私たちの仕事は火災の予防だけではなくて、火災が発生したあとには原因の究明という仕事も担っています。その中で今までは自分の勉学で知識を高めたり、消防学校の火災調査科というところに入ったり、あとは消防大学校も同じ敷地内ですけれども、やはり北上市の今の発展状況を見ると、非常に複雑な火災が発生してきてまいりました。

電気火災や車両の火災。その技術をより高めたいという思いが長年ずっとあったのですが、今回消防大学校の隣にあります消防研究センターというところがあります。よく全国で大きな火災がありますと国から派遣して調査が行われるという、そういう職員の一人としての派遣であります。名前は研究生ではありますが、全国各地の大きな特異火災が発生した場合はそこに出向いて調査、原因を究明するという任務にあたる予定であります。その中で先ほどの御質問ですが、4月から派遣ですが急では難しいものですから、3月中にアパートを借上げる事情が発生したために、その部分で礼金なり仲介手数料なりという部分が先ほどの金額として示されている状況であります。派遣に関しては2年でありまして、ここは確かではありませんが全国から10名程度の職員で構成されていると聞いておりますので、全国の10人の調査する1人として北上から、岩手県から初めて派遣されることとなります。以上であります。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 先ほどの航空隊派遣助成金ですけども、派遣の場所的にはどこの航空隊と言いますか花巻でいいのですか。その辺を詳しくと、期間がどのくらいになるのか。それから隊員は市内から通うのかあるいは花巻市にアパートか何か借りるのか。派遣といっても航空隊の助成の中で隊員が行くわけですけども、かなり事故も起きている。色々詳しい協定書とかあるんでしょ。これについても、もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えします。

まず、1つ目の通勤に関する部分でございますが、基本的には花巻在住での岩手県が借上げているアパートに住むということになっております。勤務地が花巻空港になりますので、北上の隊員であれば通勤出来る範囲ということで、自宅通勤も認められているところでもあります。もう1つ協定という形になるんでしょうか、これは航空隊が発隊する際に県内の消防本部と隊員派遣についての協定が結ばれた中で、さらに言えば県内の計画的な輪番隊員派遣が定められている中で、北上では今回該当しておりまして

通常であれば3年サイクルということになっております。1名の者が3年勤めて戻ってくるということになっているものです。以上です。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 仕事はどういう内容なのですか。航空隊に行って操縦するわけではないでしょうから。どんな形の仕事を求められているのかということをお聞きしたい。それと、3年で終わるとまた新たに派遣されていくのかを含めてお聞きしたい。それから給料は今までどおりこの北上消防組合から出るのかもお聞きしたい。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、まず今の御質問にはありませんでしたけれども、身分のところからですが、県内各地に災害があれば出動しますので、北上消防の身分のまま岩手県の職員も兼ねて災害にあたるということになります。任務内容と言いますと、災害はもちろんですが防災ヘリという名目ですので、防災に関する偵察であったり、調査にも行くということになります。もちろん派遣される隊員は操縦したり機体の整備をすることはありませんので、まさに救助員、調査員としての任務にあたるということになっております。

派遣のサイクルでございますが、これは順番に3年毎になる消防本部と、中に一旦空いた状態でまた次の者が回ってくるという消防本部がございます。給与面に関しまして言えば、基本給とかに関しては派遣元の消防本部が見た上で、先ほどのかかった費用に対しては県から交付金という形で戻ってくるものですし、手当に関しましては岩手県から支給されるものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） この助成金というのは毎年出るのでですか。そして金額はいくらなんですか。その点をお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

まずこの交付金につきましては、派遣している年度ごと交付されるものでございます。金額については今確認しております。今年度で言えば約

800万ということになっております。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 800万と言いましたが、それでいいんですか。ここに補正額85万という形になってまして。そうすると3年分として800万という意味ですか。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

（午後4時23分 休 憩）

（午後4時24分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。事務局次長。

○事務局次長（昆野美継君） ただいまの藤原議員の御質問にお答えします。

当初予算で802万3,000円をとっていました。今回の補正で15万1,000円の減となりまして、トータルで787万2,000円が今回の予算となりまして、そのくらいが県から交付金として交付されるもので、これが毎年で、今航空隊に行っている者への、給料や保険の負担金の合計額を県から助成していただいているという考えです。以上です。

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号令和4年度北上地区消防組合補正予算第3号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第14、議案第9号令和5年度北上地区消防組合予算を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました議案第9号、令和5年度北上地区消防組合予算について、提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億8,450万円に定めようとするものであります。前年度当初予算と比較し1億6,300万円、率にして9.5%の増となっております。

主な内容については、歳入歳出予算事項別明細書により、12ページ以降の歳出から申し上げます。

1款議会費及び2款総務費は、消防組合議員、特別職の報酬が主なものであります。

14ページ及び15ページを御覧願います。3款1項消防費について、事業別に申し上げます。1日常備消防費の給料、職員手当等及び共済費の職員人件費は、11億8,137万2,000円で、前年度に比較し1,236万8,000円の増額となっており、給与改定による勤勉手当の増が主な理由であります。消防管理運営事業は、1億9,393万4,000円で、前年度に比較し2,227万1,000円の増額となっております。歳出の主なものは、燃料費及び光熱水費の需用費並びに消防通信指令事務協議会運営費の負担金となっております。

18ページ及び19ページを御覧願います。2目消防施設費の消防施設整備事業は、3億1,940万円で、前年度に比較し1億1,590万円の増額となっております。令和5年度の主な事業は北上消防署に配備の救助工作車、高規格救急自動車及び指揮車の更新並びに2機目の無人航空機購入によるものであります。

4款公債費は、組合事業の起債に係る償還元金及び利子であり、令和4年度末の起債残高見込み額は、27ページを御覧下さい。当該年度末現在見込み額は10億6,176万7,000円であります。

次に、歳入について申し上げます。

8ページ及び9ページを御覧願います。1款分担金及び負担金の15億6,756万4,000円は、組合構成市町からの分賦金で、歳入全体の83.1%を占めております。北上市及び西和賀町の分賦金の詳細については、28ページを御覧願います。北上市の分賦金の合計は、13億4,073万5,000円、西和賀町の方賦金の合計は、2億2,682万9,000円であります。

8ページを御覧願います。2款1項1目総務使用料の13万円は、庁舎内に設置の自動販売機等の行政財産使用許可手数料で、2款2項1目消防手数料の150万円は、危険物取扱許可手数料であります。

10ページ及び11ページを御覧願います。5款諸収入の1,880万4,000円は、東日本高速道路株式会社からの高速道路における救急業務支弁金のほか、岩手県防災航空隊及び岩手県消防学校派遣助成交付金が主なものであります。

6款、組合債の2億8,950万円は、北上消防署に配備の救助工作車、高規格救急自動車及び指揮車の更新並びに2機目の無人航空機購入に係る起債であります。

次に、第2条地方債について申し上げます。4ページ、第2表を御覧願います。消防施設整備事業に伴う起債の限度額を2億8,950万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第3条一時借入金については、借入れの最高額を2億8,950万円と定めようとするものであります。

以上、令和5年度北上地区消防組合予算の概要について申し上げましたが、よろしく御審議のうえ、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。第1条歳入歳出予算、第1表の歳入から款を追って進めます。

○議長（高橋晃大君） 1款、分担金及び負担金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款、使用料及び手数料。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 4款、繰越金。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 5款、諸収入。（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（高橋晃大君） 6款、組合債。（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（高橋晃大君） 7款、財産収入。（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（高橋晃大君） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。1款、議会費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 2款、総務費。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 3款、消防費。1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 17ページ13節ですが、救急統計システム賃借料88万5,000円と、これは今まで無かったと思います。新しく整備するための金額かと思ったのと、次の下にある住宅借上げ料、東京に派遣になる部分の借上げ料なのか。それから19ページ消防施設整備事業のうちの備品購入費ということで、救助工作車が更新ということのお話がありましたけれども、古いのはいつごろ買ってどのぐらいの距離数を走っているのかを含めお示しして欲しいし、指揮車も同じ更新かと思えますけれども、これについてもいつごろ買って距離数を走っているかということと、その下にある無人航空機、ドローンかと思えますけれども、配置場所が決まっているのであれば説明していただきたいと思えます。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） まずは17ページの救急統計システム賃借料ですが、前年度からも計上されています。新しいのはオンラインライセンスと住宅借上げ料だと思いますが、ちなみにこのオンラインライセンスですけれどもズームを今は無料でやっていますけれども、追々は料金が発生するということであげております。救助工作車と指揮車のいつごろのでキロ数ということですが、救助工作車が平成16年に購入したもので、現在4万5,000キロ走っております。指揮車に関しては平成15年購入で5万8,000キロの距離数となっております。無人航空機の配備先ですが、まだ、配備先は確定しておりません。私からは以上です。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 藤原議員の御質問にお答えします。

先ほどの住宅借上げ料ですが、補正予算でも説明しました。東京に派遣

する職員の住宅の借上げでございます。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 今説明がありました無人航空機、ドローンですね、2機目はまだ配属が決まっていないという答弁でした。大体これ必要性はどう考えているのですか。1機目はありますよね。これ、どのように活用しているのかということ。予算しているわけですから使用する予定が決まっていないというのはあり得ないと思うのですが、配置を含めて。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） はい、活用法ですけれども、まず今現在ある物でも使っていますが、火災の延焼状況や大災害時には土砂崩れ等の所にも活用できるかとは考えております。現在使っている物よりもいい物と言いますか、防水性能であったり強風でも運用できる物の購入を考えております。配備先ですが納入になってから、現在の物を西和賀消防署に配備するということ考えてはおります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） これ起債をかけて購入しているんですよね。ですから、1機目がどういうような機能不足があるのかということも、きちんと検証して、それよりも機能が高い物ということで予算化したわけでしょう。その辺の、なぜ必要かということもきちんと説明しないと、まだ決まっていないのを予算化するのはあり得ないことだと思うので、きちっと説明していただけませんか。どういう機能が不足していて、どういう場合2機目が必要なのかということもちゃんと説明してください。

○議長（高橋晃大君） 事務局長。

○事務局長（菊池洋幸君） はい、お答えいたします。

まず、2機目に考えている物ですが、現在の物は気象条件によって左右されやすい物でありまして、やはり私達が活動するうえで気象条件に左右されにくい機体が必要だということになりました。そのうえで今回考えておりますのは、画像映像の伝送機能があるということで、災害現場の状況をリアルタイムでこちらの本部でも知る事が出来るような機能の物を必要として考えているものであります。先ほどから未定というところがござい

ますが、実は現在の機種を、いわゆる予備機としてここに置くのか、あるいは先ほど触れました西和賀に配備して、何かあった時には相互に補完する形がいいのかという、運用面での部分で未定と申し上げてしまいましたけれども、基本的には今回導入するものをメインとして、従来の機体を補完できるように、切れ目なく災害に対応できるように運用したいと考えているものであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） 関連ですけれども、19ページの無人航空機ドローンに関してですが、今回の予算化の中に例えば今ドローンを操縦できる方々に関して、資格有る無しの部分もあると思いますけど、研修とか研修費とか今後ドローンを操縦できる方を何名くらい増やしていくのかまず一つ目にお聞きします。

そして17ページの11番の救急救命士損害賠償保険料があったのですが、救急自動車の事故とかそういうのが多分あったと思うので、そういう支払いがここから行われているのか、その辺の兼ね合いをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 熊谷議員の御質問にお答えします。

現在ドローンの操縦をできる者が7名おります。そのうち2名が花北モータースクールさんで、昨年度1名、今年度1名受講しております。その受講者が職員に指導することによって、その者も操縦できるということになっております。来年度も受講させる予定であります。

救急賠償責任保険のところですが、この保険は医療事故に関する保険のものとなっております。救急救命士が気管挿管といって喉に管を入れた時の事故や、そういうことで損害賠償を訴えられる可能性があるということで掛けております。現在当組合で今までそのような事案はありません。以上です。

○議長（高橋晃大君） 2番熊谷浩紀議員。

○2番（熊谷浩紀君） ドローンの操縦ができる方が7名いるということで、西和賀消防署と消防本部にもいると思うのですが、その割合は何名く

らいでおさめているのか、それから今後操縦できる方は大体どれぐらい増やそうかと思っているのかお聞きします。

○議長（高橋晃大君） 警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 現在北上消防署3部制でありますけれども、1部に1人ずつの北上消防署に3人と各分署と西署に、失礼しました分署に1名ずつ。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

（午後4時47分 休 憩）

（午後4時48分 再 開）

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。警防課長。

○警防課長（昆野美継君） 失礼しました。北上消防署が4名となっております。あと各分署に1名ずつという状況です。今後も定期的に講習を受けた者が指導して増やしていく考えです。以上です。

○議長（高橋晃大君） 4番鈴木健二郎議員。

○4番（鈴木健二郎君） 先ほどの質問途中で途絶えてしまいました。ドローンについてです。今2機目ですね。借金して買っているんですがそこまで必要なかどうかということと、今後各分署に1機ずつ増やしていく考えがあるかどうか。結構な金額なんですね。200万もすると思わなかったものですから。今後増機していくのかどうか。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） 御質問にお答えします。

2機目の借金をしながらですけれども、やはりドローンの性能というのは常に買った時点で古くなりどんどんいいものが出ます。ただし、今の2機目に関して1機目と全然違うのは防水性であります。あとは、いくら映像を撮ってもすぐ見るだけではなくて、災害対策本部ここですね、すぐ見られる体制を作るためのところを強化したいというところで、2機目であります。各署への配備の御質問もありましたが、やはり即動かなければいけないのは指令を出す本部であります。本部の指示で即現場に持って行ってやるのを考えれば、各署に配備すればよりいいかもしれませんが現在の

ところ、この消防本部の指揮の機能を高めた中で常に現場に持ち込むという考えであります。以上です。

○議長（高橋晃大君） 1番藤原常雄議員。

○1番（藤原常雄君） 先ほど質問した備品購入の中で、救助工作車と指揮車これについて説明いただきましたけれども、走っている距離が工作車4万5,000キロ、指揮車が5万8,000キロという説明がありましたけれども、随分少ない距離だなと、私はもっともっと走っているものだと思っておりましたけれども、なぜこんなに走っていないものを新しく更新しなければならぬかという部分についてお聞きします。

もう1点、その上の方の上から3行目、競争入札参加資格審査申請受付業務負担金80万。これは私、去年は無かったと思ったんですけども説明をお願いしたい。

○議長（高橋晃大君） 総務課長。

○総務課長（小原和弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。救助工作車のキロ数なり指揮車のキロ数ですが、一般車両的なものから見ればそれぐらい走っていないのかなと思います。やはり災害出動とか広報活動なり調査だと20年でこれくらいが現実であります。まだまだ走れるのかとなりますが、やはりボディーがもちません。塗装をかけたりにして長持ちさせているのですが、やはり融雪剤なりシャシが古くなってですね、修理代の方にもお金が嵩んでいきます。ある程度の年数が経過しましたら整備計画に基づいて更新しているのが実情であります。

もう一つ入札に関しては色々な入札がございますが、今までは業者一つ一つと書類をやり取りしてやってきたのですが、これは今回北上市をはじめとした近隣の市町村と組んで、効率的な入札方法に変えましょうというところで、希望を出した市町村が集まりました。経費も随分下がっております。そういう事務手続き的なところも簡素化を図るためにこのシステムを導入しようとするものであります。少々お待ちください。

○議長（高橋晃大君） 休憩いたします。

（午後4時53分 休憩）

(午後4時54分 再開)

○議長(高橋晃大君) 再開いたします。総務課長。

○総務課長(小原和弘君) 御説明申し上げます。

令和4年の当初の部分に関しましては、委託の部分にこの金額を置いておりましたが、令和4年の補正と令和5年の当初予算が負担金扱いということで、項目の方に移動しましたので、新しくここに置いたというわけではなくて項目変更ということになりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長(高橋晃大君) 4款、公債費。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) 5款、予備費。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) 以上で歳出を終わります。

次に第2条、地方債。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) 次に第3条、一時借入金。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋晃大君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号令和5年度北上地区消防組合予算を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(高橋晃大君) 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(高橋晃大君) 日程第15、議案第10号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計予算を議題といたします。書記をして議案の朗読をさせます。書記。

(書記朗読)

○議長(高橋晃大君) 提案理由の説明を求めます。事務局長。

(事務局長 菊池洋幸君 登壇)

○事務局長（菊池洋幸君） ただいま上程になりました、議案第10号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計予算について提案の理由を申し上げます。

はじめに、第1条歳入歳出予算から御説明申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,900万円に定めようとするものであります。予算案の内容を歳出から申し上げます。10ページ及び11ページを御覧願います。

1款1項1目事業費2億1,790万円は、手数料、用地草刈業務委託料及び用地取得費となっております。2款1項2目利子110万円は、組合債償還利子となっております。

次に、歳入について御説明申し上げます。8ページ及び9ページを御覧願います。

1款1項1目公共用地先行取得事業費分賦金260万円は、北上市からの分賦金となっております。2款1項1目公共用地先行取得事業債は2億1,640万円となっております。

次に、第2条地方債について申し上げます。4ページを御覧願います。

公共用地先行取得事業に伴う起債の限度額を2億1,640万円とし、その起債の方法等を定めようとするものであります。

次に、第3条一時借入金については、借入れの最高額を2億1,640万円と定めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。第1条から第3条までを一括して行います。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号令和5年度北上地区消防組合公共用地先行取得事業特別会計予算を採決いたします。この採決は、挙手により行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高橋晃大君） 挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（高橋晃大君） 日程第16、発議案第1号北上地区消防組合議会個人情報保護条例を議題といたします。書記をして議案の朗読をいたさせます。書記。

(書記朗読)

○議長（高橋晃大君） 提案理由の説明を求めます。6番高橋到議員。

(6番 高橋到君 登壇)

○6番（高橋到君） ただいま上程になりました、発議案第1号北上地区消防組合議会個人情報保護条例について提案の理由を申し上げます。

この条例は、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、北上地区消防組合議会における個人情報の取扱いについて定める必要があるため、制定しようとするものであります。

なお、施行日は令和5年4月1日とするものであります。

何とぞ、満堂の御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋晃大君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号北上地区消防組合議会個人情報保護条例を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋晃大君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 5 時 4 分 休 憩

午後 5 時 5 分 再 開

○副議長（高橋到君） 再開いたします。ここで議長から特に発言を求められておりますので、この際これを許します。議長。

（議長 高橋晃大君 登壇 一般質問側）

○議長（高橋晃大君） 第175回北上地区消防組合議会定例会の終了にあたり、副議長のお許しを得まして、管理者高橋敏彦北上市長並びに西和賀町議会選出の消防組合議会議員に対しまして、この場をお借りしまして感謝とお礼を申し上げます。

高橋敏彦北上市長におかれましては、平成23年4月27日北上地区消防組合管理者に就任以来、12年間の長きにわたり管内住民の安全、安心なまちづくりのため、積極的に消防財政の管理、運営に取り組みられました。

特にも、就任直前においては東日本大震災が発生し、就任直後に未曾有の大災害の対応を経験され、その教訓を踏まえ、危機管理体制の再構築と、自主防災組織の強化を図り、地域の安全、安心を築き上げられました。

平成28年6月には、大堤出張所を分署に昇格させ、平成29年2月には職員定数を135人から145人に条例改正を行い、さらには、本組合議会定例会において職員定数を154人に改正するなど、今後の救急需要の増加に対応するため、消防力の強化に当たられました。

また、厳しい財政状況下ではありましたが、令和2年5月には、北部地域の住民要望を実現させるため、北上消防署村崎野分署を新設し開署、同年7月には、西和賀消防署を移転新設し開署されるなど、消防機能強化、計画的な消防車両の更新配備や消防装備の充実強化を図り、常に、安全、安心の最前線でその任に当たって常備消防のための施策を積極的に推進してまいりました。

令和3年3月には北上地区消防組合と北上市消防団が消防功労者消防庁長官表彰竿頭綬を、令和4年3月には北上市消防団が日本消防協会定例表彰で最高位の特別表彰「まとい」を受賞されるなどの、輝かしい御功績を残されたことは、皆さんも御承知のとおりかと思えます。このたびの、高

橋敏彦北上市長の御勇退は誠に惜しむ限りでございますが、永年にわたる御功績に対し感謝の意を捧げたいと存じます。

そしてまた、組合当局の提出案件に対し、大所高所から検討の上、議会運営に御協力くださりましたことに対しましても重ねて感謝申し上げます。

西和賀町議会選出の消防組合議員の皆様に対しても議長として特にお礼を申し上げます。

西和賀町議会選出の消防組合議員は改選期であります。健康に十分留意され格段の御努力、御健闘をいただきまして、再度、消防組合議会議員として地区民の生命、身体及び財産の堅持に御尽力くださることを御期待申し上げます。

本定例会を閉じるにあたり、これまで消防組合議会に寄せられました深い御理解と御協力、消防組合発展に対する御尽力に感謝申し上げ、北上地区消防組合議会を代表いたしましての挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○副議長（高橋到君） 暫時休憩いたします。

午後5時10分 休 憩

午後5時11分 再 開

○議長（高橋晃大君） 再開いたします。ここで管理者から特に発言を求められておりますので、この際これを許します。管理者。

（管理者 高橋敏彦君 登壇）

○管理者（高橋敏彦君） ただいまは高橋議長から多分なお言葉を頂戴致しました。大変恐縮をしております。この4月をもって退任させていただくことになりました。

振り返れば就任当初、大きな災害直後にあつたにも関わらず、構成市町共に御承知のとおり財政的には大変厳しい状況にあつて、潤沢な防災体制、消防体制をすぐに構築するという事は叶わない状況にある中で、なんとかしなければならぬということで職員共々、様々議論をし、これまでに至ってきたと思っております。その中で幸いだつたと思つたことは、盛岡消防を中心とした通信指令の統合があつたことで、少しではありましたがけれども人員

体制に余裕ができた。そこで、今まで叶わなかった村崎野分署を住民の皆様市民の皆さん方の要望に応じて作ることができたということは、大変良かったと思っております。

また、西和賀消防署にあっても2つの拠点を統合して、病院の近くに設置をすることが出来たことは西和賀町にとっても、大変安心安全をさらに強くしたというふうに思っております、その2つの消防署と分署の設置については非常に私にとっては大変ラッキーだったなというふうに思っておりますし、それと同時に少しずつではありますけれども、これまで消防力、防災力を高めることが出来てきたのかなと思っているところであります。

さらにこれから、本部庁舎の新たな移転新築を控えているわけでありまして。鈴木健二郎議員からは早くというお話は頂戴しております。我々もゆっくりしているつもりはありませんので、条件が許せば1年でも早くこれが出来るような環境になればいいなというふうに思っているところであります。それまでの職員の奮闘を私からもお祈りを申し上げながら、見守っていきたいというふうに思っております。

結びになりますけれども、改めてこれまで議員の皆さん、そして西和賀町の皆さん、そして職員の皆さん方に支えて頂きましたことを心から感謝を申し上げ、更には御参会の皆さん方の今後の御健勝と御多幸をお祈り申し上げます、お礼とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

○議長（高橋晃大君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、第175回北上地区消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後5時15分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北上地区消防組合
議 会 議 長

高 橋 晃 大

北上地区消防組合
議 会 議 員

熊 谷 浩 紀

北上地区消防組合
議 会 議 員

小 田 島 徳 幸